自治財政局

Local Public Finance Bureau

自治財政局

財政課 調整課 交付税課 地方債課 公営企業課 財務調査課



自治財政局は、地方公共団体が、福祉、教育、警察、消防、社会基盤の整備など住民生活 の基盤となる行政サービスを安定的に提供するとともに、自主性・主体性を最大限発揮し て地域のデジタル化や脱炭素化の推進等に取り組むことができるよう、地方財政計画の 策定などを通じた地方財源の保障・調整、地方公共団体の財政マネジメントの強化など に取り組んでいます。

地方財政の果たす役割

福祉、教育、警察、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが 地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めています。そ の結果、令和5年度の通常収支分の地方財政の規模は、92.0兆円となっています。

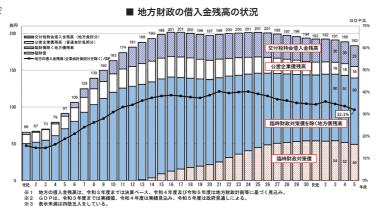
今後も、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など地方公共団体が担うべき役割に応じた地方税財源の確保がますま す重要となってきます。

地方財政の現状

地方財政は、約1,800の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村です。地方の財源不足は、 税収の落込みや減税などにより、平成6年度以降急激に拡大し、平成22年度には、景気後退に伴い過去最大の18.2兆円

に達しました。令和5年度においても、社会 保障関係費の自然増などにより、依然とし て2.0兆円の財源不足が生じています。

また、このような財源不足を背景に、地 方財政の借入金残高は、令和5年度末見 込みで183兆円、対GDP比32.1%と高い 水準にあります。



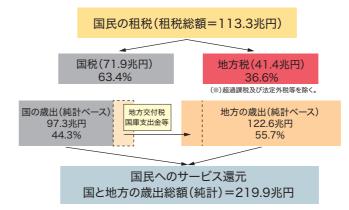
国と地方の税財源配分

国民の負担による租税収入の配分における国と地方の比率は、約 3:2となっています。

一方、最終的な支出主体が国と地方のいずれかという観点から整 理した場合の歳出規模における国と地方の比率は約2:3と、乖離が生 じています。

そこで、地方公共団体が必要な行政サービスを提供するため、地方 交付税など使途の特定されない財源や、国庫補助・負担事業に対する 補助金・負担金などの財源が国から地方に移転されています。

■ 国・地方間の財源配分(令和3年度)



地方財政計画を通じた財源保障

地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や 景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な 行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方 財政計画(地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの)を 通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公 共団体に対して財源保障をしています。

地方交付税による財源調整

本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うこと

が理想です。しかし、現実には税源などは地域的に偏在しているため、 これを調整し、地方税収の少ない団体にも、一般財源(使途が特定さ れず自由に使える財源)を保障するための仕組みが必要となります。こ のような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。

令和5年度の地方交付税の総額は、18兆3.611億円となっています。

地方債資金の確保

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則 ですが、建設事業など将来の住民にも経費を分担してもらうことが望 ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合 などには、地方債を経費の財源とすることができます。そこで、毎年度、 地方債発行額の見込みである地方債計画を策定し、地方債資金を確 保するとともに起債の同意等の事務を通じて、適切な地方債資金の配 分を行っています。

地方公営企業制度の企画立案

地方公営企業は、水道、交通、病院、下水道など地域住民の生活や 地域の発展に不可欠なサービスを提供しています。人口減少や施設の 老朽化に伴い経営環境が厳しさを増す中、各地方公営企業が住民生 活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定 や、広域化を始めとする抜本的な改革等の取組を推進しています。

地方財政の健全化

高齢化に伴う社会保障費の増大等により財政構造の硬直化が進 み、地方財政が極めて厳しい状況にある中、地方公共団体の自律的な 財政健全化の取組に資するよう、「地方公共団体の財政の健全化に関 する法律」により、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健 全化や再生のための仕組みを設けています。また、より効率的・効果的 な行財政運営に向け、公共施設等の適正管理や地方公営企業の経営 改革などの財政マネジメントの強化を促進しています。

地域のデジタル化の推進

地方では、地域経済の活性化や東京圏への過度の一極集中の是 正、人口減少・少子高齢化への対応、教育の質の維持・向上、適切な医 療水準の確保などの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方 が解決すべき社会課題はより複合的なものとなっています。こうした 中、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本 方針」において、様々な分野におけるデジタル技術の実装を行い、多岐

にわたる地方の社会課題をデジタルの力を活用して解決していく方針 が示されました。

このため、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱え る課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、 「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度~令和7 年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として事業費を 500億円増額することとしました。これにより、地域のデジタル化に向 けた取組が進むことが期待されます。